

ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正案	現行
（委員長） 第2条 （略） 2 （略） 3 委員長は、<u>会務を総理し</u>、委員会を代表する。 4～7 （略） （書記） 第3条 委員会に書記<u>3人</u>を置く。 2・3 （略） （審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） 4・5 （略） （口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載</u>しなければならない。	（委員長） 第2条 （略） 2 （略） 3 委員長は<u>委員会の事務を統理し</u>、委員会を代表する。 4～7 （略） （書記） 第3条 委員会に書記<u>4人</u>を置く。 2・3 （略） （審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> <u>5・6</u> （略） （口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し</u>、提出者がこれに署名押

(1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項 6～9 (略)	<u>印しなければならない。</u> (1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項 6～9 (略)
---	---